

大和市立病院における求職活動等に関するルール

○趣旨

男女雇用機会均等法の改正により、事業主において求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下「求職者等セクハラ」という）対策が義務化されました（令和８年１０月１日施行）。

「大和市セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての基本方針」中、対象に「公務員志望者」が追加され、求職者等が対象になる旨が明確化されたことから、大和市立病院としての求職活動等に関するルールを定めるものです。

○求職者等とは

- ・求職者のほか、求職者に類する者（採用活動イベントや説明会に参加する者、インターンシップ、教育実習・看護実習等、職業の選択に資する活動に参加する者）をいいます。

○求職者等セクハラとは

- ・大和市立病院が雇用する労働者（正規職員や会計年度任用職員など任用形態を問いません）による性的な言動により、求職活動等が阻害されるものです。

○求職活動等に関するルール

求職者等セクハラを防ぐため、大和市立病院においては以下のルールを定め、遵守します。

- ・面談・面接等は、大和市立病院の公式の連絡手段により事前に通知した日時・場所においてのみ実施します。
- ・面談・面接等の実施にあたっては、複数人が立ち会う環境を確保し、担当職員と求職者等が密室で二者のみとなる状況を避けます。
- ・大和市立病院の公式の連絡手段とは所管課の公式連絡手段（電話・メール・FAX）とし、職員個人の連絡手段（電話・メール・FAX・SNS 等）は使用いたしません。
- ・そのほか、求職者等と私的なやりとり（連絡等も含む）はいたしません。

○求職者等セクハラに関する相談窓口

- ・求職者等セクハラに関するご不安やお気づきの点がございましたら、採用担当部門、実習担当部門のほか、下記の相談窓口へお問い合わせ下さい（いずれも平日9：00～17：00受付）。

相談窓口

大和市立病院事務局病院総務課総務調整係
大和市立病院事務局病院総務課施設用度係
電話番号 046-260-0111（代表）